

第20回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針
- 計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

第20期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社GENOVA

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日	2023年5月1日	2023年5月1日
新株予約権の数	2,049個	1,890個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 204,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 189,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,400円	新株予約権1個当たり 197,600円 (注1)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 125,100円 (1株当たり 1,251円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株あたり 1円)
権利行使期間	2025年7月1日から 2031年5月18日まで	2024年5月20日から 2029年5月19日まで
行使の条件	(注2)	(注3)
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く) 目的となる株式数 172,900株 1名 1,729個	取締役(社外取締役を除く) 目的となる株式数 173,000株 1名 1,730個

(注) 1.新株予約権の発行に際して、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給し、本新株予約権の払込金額の払込債務と相殺しております。

2.新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、2025年3月期、2026年3月期及び2027年3月期の3事業年度における当社の連結損益計算書に記載された連結売上高が、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。

- (a) 発行会社の連結売上高が11,000百万円を超過した場合：行使可能割合 3分の1
- (b) 発行会社の連結売上高が11,500百万円を超過した場合：行使可能割合 3分の2
- (c) 発行会社の連結売上高が12,000百万円を超過した場合：行使可能割合 3分の3

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査

役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- iii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

3.新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。なお、当該行使可能割合の結果、行使可能となる本新株予約権に1個未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
 - (a) 割当日後 1 年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4 分の 1
 - (b) 割当日後 2 年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4 分の 2
 - (c) 割当日後 3 年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4 分の 3
 - (d) 割当日後 4 年を経過した日を超えた場合：行使可能割合 4 分の 4
- ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

1.公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

21,000千円

2.当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

22,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター業務（1,500千円）を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

1.処分対象

太陽有限責任監査法人

2.処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止　３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで）

3.処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

なお、監査役会は、同監査法人が金融庁に業務改善計画を提出していること、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、ガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、および監査現場の改革等の施策を実施していること、当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、2021年2月26日開催の取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制
 - i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、「コンプライアンス管理規程」を定める。
 - ii 「コンプライアンス管理規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全役員及び使用人に対し周知徹底を図る。
 - iii 「内部通報規程」に基づき社内外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - iv 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - v 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - vi 内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - vii 監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
 - viii 取締役及び使用人の法令及び定款違反等の行為については「賞罰委員会規程」を制定し、適正に処分を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役及び使用人の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」その他社内規則に基づき作成、保存、管理する。
 - ii 保存期間は、文書又は情報の種類、重要性に応じて「文書管理規程」その他社内規則に規定された期間とする。
 - iii 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i リスク管理の基礎として定める「コンプライアンス管理規程」に基づき、リスクを横断的に管理するコンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ii 経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、リスクの状況を適時に把握、管理する。
- iii 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、管理の状況について監査を行う。
- iv 「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- v 当社商品及びサービスに関するクレーム等の風評被害が発生するおそれがある場合には、「リスク管理規程」に従い外部専門家と協力して迅速かつ適切な対応をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ii 経営会議を原則月2回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i 子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社との間で定期的に経営状況及び財務状況の報告会を開く。
- ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ.「グループリスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
ロ.子会社商品及びサービスに関するクレーム等の風評被害が発生するおそれがある場合には、子会社からの報告を受け、当社及び子会社が連携して、「グループリスク管理規程」に従い外部専門家と協力して迅速かつ適切な対応をとる。
- iii 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ.当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

ロ. 当社は、子会社における意思決定について、子会社の「取締役会規程」、「職務権限規程」その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

iv 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループ行動規範を適用する。

ロ. 子会社における内部統制システムの整備に関する指導及び支援を行う。

ハ. 当社監査役において子会社の監査役と意見交換を行い、連携する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。

⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

i 補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。

ii 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

⑧ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

i 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。

ii 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

- ⑩ 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- i 当社は、子会社との間で予め、子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会若しくは監査役を介して又は直接に、当社の取締役、監査役、使用人に報告することができる体制を整備する。
 - ii 当社は、前項の体制により当社取締役又は使用人が、子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から報告を受けたときは、速やかに当社の監査役に報告する体制を整備する。
 - iii 前各項により報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 監査役は、取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ii 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
 - iii 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- i 暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除宣言」を定める。
 - ii 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①全般

当社では、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等について、取組みを実施しております。また、内部統制システムについて、取締役会の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

②取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役3名、社外取締役4名の合計7名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会、及び必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会には、取締役より業務管理状況及び業務執行の報告が行われており、経営における重要事項の審議・決議を行っております。また、取締役会の実効性評価のため、アンケート調査を実施し、その結果については取締役にも共有し、抽出された課題に対する改善と強化に努めております。

③コンプライアンスについて

当社は、当社の使用人に対し、社内研修の実施を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により、相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累 計		新 株 予約権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	773,241	673,241	4,331,123	△81	5,777,525	2,351	2,351	257,411	6,037,288
当連結会計年度変動額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,244	1,244			2,488				2,488
自 己 株 式 の 取 得				△640,676	△640,676				△640,676
親会社株主に帰属する当期純利益			1,413,468		1,413,468				1,413,468
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					－	141	141	185,946	186,087
当連結会計年度変動額合計	1,244	1,244	1,413,468	△640,676	775,280	141	141	185,946	961,367
当連結会計年度末残高	774,486	674,486	5,744,591	△640,758	6,552,805	2,492	2,492	443,358	6,998,656

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
 - ・ 連結子会社の数 2 社
 - ・ 連結子会社の名称 智樹(大連)技術開発有限公司
株式会社GENOVA DESIGN

- ② 非連結子会社の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更
該当事項はありません。
- ② 持分法の適用の範囲の変更
該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、智樹(大連)技術開発有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日(3月31日)において仮決算を実施したうえで連結しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・ 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

車両運搬具 2年～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 自社利用のものは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ.商品の販売

商品の販売には、医療記事の制作や自動精算機等の販売が含まれます。原則として商品の引渡時点にて顧客が当該商品に対する支配を獲得することにより、履行義務が充足されると判断し、通常は引渡時点で収益を認識しております。また、商品の販売から生じる収益について、取引価格は顧客との契約に基づき算定しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ.サービスの提供

サービスの提供には、サーバーの運用・管理・保守サービスが含まれます。このようなサービスの提供については、履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって収益を認識しております。取引価格は顧客との契約に基づき算定しております。また、サービスの提供に対する対価は、契約における履行義務を充足するにつれて、受領しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

（貸倒引当金）

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(千円)

	当連結会計年度
貸倒引当金（流動）	△61,078

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(5)会計方針に関する事項」「③重要な引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

一般債権については貸倒実績率により貸倒引当金を計上しており、貸倒実績率は売掛金の経過月数と過去の貸倒実績をもとに計算しております。これは、将来の貸倒損失は過去の貸倒実績に近似するという仮定に基づいております。

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経済環境や取引先の経営環境の急激な悪化などに起因し、貸倒実績率を超える債権の貸し倒れや回収遅延が生じた場合、翌連結会計年度の貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	1,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,300,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普通株式	17,794,100株	12,500株	－株	17,806,600株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による新株の発行による増加 12,500株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普通株式	38株	500,030株	－株	500,068株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求等による増加 30株

2024年11月19日の取締役会決議による自己株式の取得による増加 500,000株

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 38,000株

(4) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株 式 の 種 類	配当の原資	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月25日 定時株主総会（予定）	普通株 式	利益剰余金	519,195	30.00	2025年3月31日	2025年6月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しており、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権について定期的な報告を求め、回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。敷金は、主に事務所の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、ほとんど1年以内の支払期日であります。長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。そのうち一部は資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されています。

ロ 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金利の変動リスクについて、定期的に市場金利の状況、金融情勢及び借入金残高を勘案することにより管理しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金	319,185	313,743	△5,441
資産計	319,185	313,743	△5,441
(2) 長期借入金 (*3)	20,835	19,977	△857
負債計	20,835	19,977	△857

(*1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払消費税等」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	50,192

(*3)長期借入金は、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	－千円	313,743千円	－千円	313,743千円
資 産 計	－	313,743	－	313,743
長 期 借 入 金	－	19,977	－	19,977
負 債 計	－	19,977	－	19,977

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、連結貸借対照表に計上しております短期借入金のうち、1年以内返済予定の長期借入金に該当するものは、当該項目に含めて記載しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	メディカルプラットフォーム事業	スマートクリニック事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	6,078,186	2,461,498	8,539,685	277,838	8,817,523
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	188,490	687,787	876,278	287,017	1,163,295
顧客との契約から生じる収益	6,266,677	3,149,285	9,415,963	564,856	9,980,819
その他の収益 (注) 2	—	25,281	25,281	-	25,281
外部顧客への売上高	6,266,677	3,174,567	9,441,245	564,856	10,006,101

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、WEB制作・保守事業、コンサルティング事業等を含んでおります。

2. 「その他の収益」の区分は、機器等のレンタルに係る売上であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

(千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	305,138
契約負債（期末残高）	226,215

契約負債は、主にメディカルプラットフォーム事業およびスマートクリニック事業、その他のWEB制作・保守事業に係る顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、268,487千円であります。

②残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	378円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	79円78銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立及び事業の譲受)

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、株式会社ADI.G（以下「ADI.G」といいます。）の主要な事業を譲り受けることについて決議し、同年5月1日に新規設立した当社子会社ASANOとADI.Gとの間で事業譲渡契約を締結しました。

1. 子会社の設立

(1) 子会社設立の目的

当社グループは、民事再生法の適用を申請したADI.Gの事業である歯科医療用器械・器材・材料・薬品等の開発・販売、歯科医院向けクラウドサービスの開発・提供、並びに歯科医院の開設・改装プロデュース等を譲り受けることで、当該事業の一層の成長と顧客満足度の向上が期待されるとともに、当社グループとしても中核事業への集中を通じた経営の効率化及び財務基盤の強化を図ることを目的としています。

(2) 子会社の概要

① 名称	株式会社ASANO	
② 所在地	石川県金沢市浅野本町1丁目10番10号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平瀬智樹	
④ 事業内容	歯科医療用器械・器材・材料・薬品等の開発、販売 歯科医院用クラウドサービスの開発、提供 歯科医院の開設、改装プロデュース（設計・施行監理）等	
⑤ 資本金	50百万円	
⑥ 設立年月日	2025年5月1日	
⑦ 出資者及び出資比率	当社100%	
⑧ 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が出資比率100%を保有する連結子会社として設立いたします。
	人的関係	当社より4名の役員を派遣します。
	取引関係	該当事項はありません。

2. 譲り受けた事業について

(1) 事業の譲受の目的

当社グループは、歯科医療用器械・器材・材料・薬品等の開発・販売、歯科医院向けクラウドサービスの開発・提供、並びに歯科医院の開設・改装プロデュース等を譲り受けることで、当該事業の一層の成長と顧客満足度の向上が期待されるとともに、当社グループとしても中核事業への集中を通じた経営の効率化及び財務基盤の強化を図ることを目的としています。

(2) 事業の譲受について

①譲り受けた相手会社の名称	
名称	株式会社ADI.G
事業内容	歯科医療用器械・器材・材料・薬品等の開発、販売 歯科医院用クラウドサービスの開発、提供 歯科医院の開設、改装プロデュース（設計・施行監理）等
②譲り受けた事業の内容	
予防医療事業	
③譲受け価額、譲受け資産・負債の額	
譲受け価額	未定
譲受け資産の額	未定
④事業譲受け期日	2025年7月1日以降

(新株予約権（有償ストックオプション）の付与)

当社は、2025年5月1日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の執行役員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。

1. 新株予約権の発行目的

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の執行役員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の2.0%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 本新株予約権の発行要領

新株予約権の割当日	2025年5月16日
新株予約権の数	3,570個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 357,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額(円)	900円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	979円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額	会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額
新株予約権の割当対象者	当社執行役員11名
新株予約権の行使期間	2027年7月1日から2033年5月15日まで

(注) 本新株予約権の主な行使条件は以下の通りです。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2027年3月期から2029年3月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された連結売上高が、下記（a）から（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を権利行使することができる。

(a) 連結売上高の額が16,500百万円を超過している場合：行使可能割合1/3

(b) 連結売上高の額が18,500百万円を超過している場合：行使可能割合2/3

(c) 連結売上高の額が20,500百万円を超過している場合：行使可能割合すべて

なお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社が2025年5月1日に設立した、当社100%出資による子会社（株式会社ASANO）の売上高を控除した調整後連結売上高を使用するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

11. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合 計		
		資本準備金	資本剰余金合 計	その他利益剰余金	利益剰余金合 計				
				繰越利益剰 余 金					
当 期 首 残 高	773,241	673,241	673,241	4,249,518	4,249,518	△81	5,695,919	257,411	5,953,331
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,244	1,244	1,244				2,488		2,488
自 己 株 式 の 取 得						△640,676	△640,676		△640,676
当 期 純 利 益				1,429,907	1,429,907		1,429,907		1,429,907
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								185,946	185,946
当 期 変 動 額 合 計	1,244	1,244	1,244	1,429,907	1,429,907	△640,676	791,719	185,946	977,666
当 期 末 残 高	774,486	674,486	674,486	5,679,425	5,679,425	△640,758	6,487,639	443,358	6,930,998

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ 棚卸資産
 - ・ 商品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	2年～15年
工具、器具及び備品	2年～15年
車両運搬具	2年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 自社利用のものは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品の販売

商品の販売には、医療記事の制作や自動精算機等の販売が含まれます。原則として商品の引渡時点にて顧客が当該商品に対する支配を獲得することにより、履行義務が充足されると判断し、通常は引渡時点で収益を認識しております。また、商品の販売から生じる収益について、取引価格は顧客との契約に基づき算定しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②サービスの提供

サービスの提供には、サーバーの運用・管理・保守サービスが含まれます。

このようなサービスの提供については、履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって収益を認識しております。取引価格は顧客との契約に基づき算定しております。また、サービスの提供に対する対価は、契約における履行義務を充足するにつれて、受領しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

（貸倒引当金）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
貸倒引当金（流動）	△56,589

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「（3）引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

一般債権については貸倒実績率により貸倒引当金を計上しており、貸倒実績率は売掛金の経過月数と過去の貸倒実績をもとに計算しております。これは、将来の貸倒損失は過去の貸倒実績に近似するという仮定に基づいております。

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

経済環境や取引先の経営環境の急激な悪化などに起因し、貸倒実績率を超える債権の貸し倒れや回収遅延が生じた場合、翌事業年度の貸倒引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	1,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,300,000千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	4,647千円
② 短期金銭債務	93,191千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	873,843千円
営業取引以外の取引高	5,171千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普通株式	38株	500,030株	－株	500,068株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求等による増加	30株
2024年11月19日の取締役会決議による自己株式の取得による増加	500,000株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	17,327千円
未払事業所税	1,951千円
未払事業税	21,897千円
減価償却費超過額	56,716千円
敷金	26,931千円
株式報酬費用	89,576千円
資産除去債務	1,079千円
その他	3,393千円
繰延税金資産 小計	218,873千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	－千円
評価性引当額 小計	－千円
繰延税金資産合計	218,873千円
繰延税金負債	
資産除去債務	360千円
繰延税金負債 合計	360千円
繰延税金資産の純額	218,512千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,063千円増加し、法人税等調整額が5,063千円減少しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 GENOVA DESIGN	所有 直接 100%	当社WEBサービ スの制作、SEO対 策・広告運用	WEB制作外注 、SEO対策・ 広告運用 (注)	814,639	未払金	93,191

(注) WEB制作の外注について他社との取引価格を参考にして決定しております。リスティング出稿等について他社の運用価格を参考にして決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	374円86銭
(2) １株当たり当期純利益	80円71銭

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年５月１日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の執行役員に対し、新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

13. その他の注記

該当事項はありません。